

## 第 1 章 赤穂市歴史文化基本構想策定にあたって



千種川



## 1. 歴史文化基本構想の背景

いま、ここにあるすべてのものには存在する経緯、つまり歴史があることは言をまたない。歴史とは、いまここにあるものの存立基盤であり、そこで紡がれてきた文化とは、自らの存在意義を示すものである。歴史文化の多様性は、人類の豊かさを示すものとして尊重されなければならない。

日本列島の各地域に築かれてきた歴史文化は、現代においても国際的に評価される多様な「日本らしさ」の創出に大きな役割を果たしている。しかしながらその一方で、社会構造や価値観の変化、また列島全域にわたる物理的な開発により、個性を失い均質化したり、あるいは数多くの歴史文化が失われてきた。

現在まで残されてきた歴史文化を保護・継承していくために制定された文化財保護法や、それに基づいて制定された各自治体の文化財保護条例は、重要なものを「文化財」として指定することで法的な保護を図っている。しかし、これらは単品主義かつ希少主義的な性質をもつことが多く、たとえば各地にある道標のような、ある種どこにでもあるが、その「場」にあることが地域の歴史を物語るような歴史文化遺産は、必ずしも法的に保護されているわけではない。さらに近年は、少子高齢化や過疎化に加え、世代間交流の減少により、伝統的な知と技の継承機会が失われつつあるのが実情である。

とはいえ、こうした歴史文化遺産すべてを法的に保護することは、現実的に不可能である。これから求められるのは、まず従前の文化財保護法<sup>1)</sup>に縛られた「文化財」の枠を取り外し、歴史的蓄積を持つものすべてを「歴史文化遺産」と捉え直すことであり、その上で歴史文化遺産の魅力を高め、地域とともに守っていく体制を創りあげていかななくてはならない。

近年においては、地域の歴史文化遺産がまちづくり、地域づくりの重要な構成材料となっている。これは、地域社会全体が歴史的蓄積のもとに形成されてきたということに気づき、その魅力を高めて地域の個性を創出しようとする活動の結果であり、基本構想の目的そのものである。本構想は、現代社会が歴史文化遺産に求めるものに対する回答を得るための、基礎資料であると言える。

1) 文化財保護法は、未指定も含めた文化財を保存・活用する地域計画の作成など、現代の社会情勢にあわせた改正が行われることになり、平成31年4月1日に施行される。

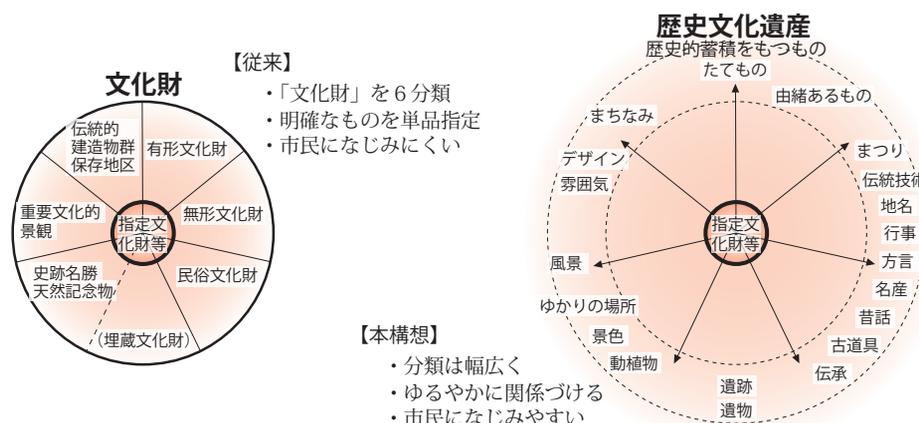


図1 従来の「文化財」と本構想の「歴史文化遺産」

## 2. 歴史文化基本構想の目的と位置付け

赤穂市は、「忠臣蔵のふるさと」、「塩のまち」として全国的に知られている。しかし、地区ごとに見てみると、旧城下町の広がる赤穂城跡周辺、港町の風情を残す坂越地区、塩田地帯の歴史を刻む塩屋、尾崎・御崎地区、古代遺跡の集中する有年地区など、さまざまな歴史的側面を持つ地区の集まりである。近年では、このような地区ごとの歴史文化や特徴的な資産を顕彰し、地域づくりに活かすことが求められている。

赤穂市歴史文化基本構想では、指定の有無にかかわらず、市内各地に残された自然、歴史、文化、人々の暮らしに根差した歴史文化を見つめ直す。そして、これらを次世代に継承するため、社会全体で保存・活用していくための方針を定める。そのために必要なことは、まず、普段見過ごしがちな歴史文化遺産を掘り起こすこと。次に、掘り起こした歴史文化遺産を整理すること。更に、整理した歴史文化遺産を、市民や来訪者に広く紹介すること。これらの基本的な活動を充実させることである。

多種多様な歴史文化遺産の発見は、郷土に愛着を持ち、地域性を見出すことだけではない。地域の環境や景観特性、独自の歴史や文化的資源の発掘は「地域ブランド」の創出につながり、様々な人々に対して、赤穂を訪れたい、赤穂に住みたい、または赤穂ブランドを購入したいといった、産業的、観光的な地域誘引力を高めることにも役立つ。

つまりこうした取組みは、各地区の歴史文化を受け継ぎ、将来を担う市民なくしては考えられないものである。市民や行政はもとより、企業や各種団体、専門機関などが一体となって、赤穂市の貴重な歴史文化遺産を、長期的な視点から保存・継承・活用し、個性あふれる魅力的なまちづくりを推進することを目的として、ここに「赤穂市歴史文化基本構想」を策定する。

## 3. 歴史文化基本構想と上位計画・関連計画

歴史文化基本構想は、赤穂市固有の「自然」・「歴史」・「文化」など、長い歴史と文化に裏打ちされた「赤穂市らしさ」を継承・発展させるための、「地域文化継承のためのマスタープラン」である。その策定は、上位計画である赤穂市総合計画（計画期間平成23～32年）の基本理念に基づきつつ、まちづくり、教育、産業振興、観光振興等、あらゆる分野の施策と協働しながら進める必要がある。またその一方で、本構想策定後は、他の施策への働きかけを行い、総合計画の各政策・施策を歴史文化の側面から後押しするものでなければならない。

次頁の図2は、赤穂市総合計画の都市像、都市像実現のための5つの柱、各政策と施策を一覧表にしたものであり、関連計画の一覧表を表1に示す。

都市像	都市像実現のための5つの柱	政策	施策
人が輝き 自然と歴史・文化が薫る やさしいまち	<b>安心</b> 安全・安心に生活できるまち	おもいやりで満ちた福祉社会を築く	<ul style="list-style-type: none"> <li>●みんなで支え合う地域福祉を進める</li> <li>●子育てしやすい環境をつくる</li> <li>●障がいのある人が自立しやすい環境をつくる</li> <li>●高齢者が安心して暮らせる環境をつくる</li> <li>●社会保障制度を適切に運営する</li> <li>●お互いが尊重し合えるまちをつくる</li> </ul>
	<b>快適</b> 自然と共生する住みよいまち	保険・医療サービスを充実する	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生涯にわたる健康づくりを進める</li> <li>●安心できる地域医療体制をつくる</li> </ul>
		生活の安全・安心を確保する	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害に強いまちをつくる</li> <li>●消防・救急・救助体制を充実する</li> <li>●交通安全・防犯意識を高める</li> <li>●消費生活の安全を守る</li> </ul>
		自然と共生するまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> <li>●豊かな自然環境を保全する</li> <li>●さわやかな生活環境を保全する</li> <li>●地球環境にやさしいまちをつくる</li> </ul>
	<b>にぎわい</b> 産業と交流が盛んな活力のあるまち	魅力ある都市空間を形成する	<ul style="list-style-type: none"> <li>●快適な住環境をつくる</li> <li>●水とみどり豊かな都市環境をつくる</li> <li>●自然・歴史・文化と調和した景観をつくる</li> </ul>
		質の高い都市機能を整備する	<ul style="list-style-type: none"> <li>●土地の利活用を適正に進める</li> <li>●良好な市街地の整備を進める</li> </ul>
		活力ある産業を形成する	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域産業を振興する</li> <li>●商業の振興を図る</li> <li>●地場産品を使った赤穂の魅力を創出する</li> <li>●農業・漁業を活性化させる</li> <li>●観光の振興を図る</li> <li>●就労環境を充実させる</li> </ul>
		多様な交流を推進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>●近隣市町村との広域連携を進める</li> <li>●特色ある地域間交流を進める</li> <li>●国際理解を深める</li> <li>●定住を促進する</li> </ul>
		交流基盤を整備する	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共交通の利便性を確保する</li> <li>●利便性の高い道路網を構築する</li> </ul>
	<b>学び</b> 生涯にわたり夢を育むまち	地域情報化を推進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域情報化を推進する</li> </ul>
		教育環境を整える	<ul style="list-style-type: none"> <li>●幼児教育を充実する</li> <li>●義務教育を充実する</li> <li>●特別支援教育を充実する</li> <li>●信頼される学校園づくりを進める</li> <li>●若い力を健全に育成する</li> </ul>
		生涯学習・スポーツ活動を推進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生涯学習を充実する</li> <li>●スポーツ活動を推進する</li> </ul>
	<b>連携</b> 市民と行政がともに歩むまち	個性ある地域文化を創造する	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歴史・伝統文化を継承し活用する</li> <li>●文化芸術活動を推進する</li> </ul>
		市民との協働を推進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>●開かれた市政を推進する</li> <li>●市民と行政の情報共有化を進める</li> <li>●男女共同参画社会を築く</li> </ul>
		多様なコミュニティ活動を活性化させる	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様なコミュニティ活動を活性化させる</li> </ul>
健全で効率的な行財政運営を行う		<ul style="list-style-type: none"> <li>●健全で効率的な行財政運営を行う</li> </ul>	

「赤穂市歴史文化基本構想」は歴史文化の側面から、各施策の推進を支える

図2 赤穂市総合計画

表 1 関連計画一覧表

関連計画一覧	内 容	策定者 策定・改訂年月	分野
赤穂市総合戦略	人口の現状と将来の展望を提示する「赤穂市人口ビジョン」に対応して、今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめる	赤穂市 平成27年10月	総合
赤穂市教育振興計画 (赤穂教育プラン)	郷土の自然・歴史・文化に学び、生涯にわたり夢や希望を育むことができる質の高い教育、人づくりを推進する	赤穂市 平成28年3月	教育
歴史文化遺産活用 ガイドライン	兵庫県が平成14年度に提案した「歴史文化遺産活用構想」に基づき、県内の市町が歴史文化遺産活用計画を策定する際の手引書	兵庫県 平成19年3月	歴史文化
赤穂城跡整備基本計画	国史跡赤穂城跡を赤穂市のシンボルとして整備していくため、まちづくりの観点から長期的な視点に立った整備の方針を定める	赤穂市 平成28年3月修正	歴史文化
都市再生整備計画 加里屋地区	歩行者ネットワークで結ばれた回遊性の高いまちづくり(平成の城下町づくり)	赤穂市 平成17～21年度	都市計画
社会資本総合整備計画 地域住宅支援	安全・安心で快適な住環境と魅力ある生活環境を創造する	赤穂市 平成23年3月	都市計画
社会資本総合整備計画 市街地整備	安全・安心で快適な都市環境と、歴史と文化に根差した市街地を創造する	赤穂市 平成23年3月	都市計画
尾崎・御崎 都市再生整備計画	避難地などの防災機能の向上、西播地域の広域レクリエーションの拠点地域として、自然や眺望などの地域資源を活かし、「スポーツ先進都市」の実現に向けたまちづくりを目指す	赤穂市 平成24～27年度	都市計画
都市計画 マスタープラン2013	都市計画法に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、まちづくりの目標や将来の都市像を示すとともに、整備課題に応じた都市計画の方針を定める	赤穂市 平成25年3月	都市計画
歴史と自然が活きる坂越駅周辺 地区都市再生整備計画	坂越駅周辺に賑わいを再生し、歴史と自然が活きる持続可能な地域社会創造を目指す	赤穂市 平成25～29年度	都市計画
歴史文化が薫る有年駅周辺 地区都市再生整備計画	駅周辺の賑わいの再生と歴史文化遺産と共生した安全・安心な都市を構築する	赤穂市 平成26～30年度	都市計画
社会資本総合整備計画 尾崎地区	安全・安心で快適な住環境と魅力ある生活環境を創造する	赤穂市 平成28年3月	都市計画
赤穂市都市計画	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画	赤穂市 平成28年3月	都市計画
社会資本総合整備計画 都市公園	安全・安心で快適な都市環境を創造する	赤穂市 平成28～32年度	都市計画
社会資本総合整備計画 赤穂城二之丸庭園	赤穂城跡公園を整備することにより、歴史と文化に根差した魅力ある市街地を創造する	赤穂市 平成28～32年度	都市計画
あこう元禄"しお"回廊 プロジェクト	県立赤穂海浜公園を拠点とした観光ルートの整備	赤穂市 平成29年3月	都市計画
地域景観形成等 基本計画	地域景観形成の方向性を共有し、広域的な視点からの計画的な施策展開を図るとともに、参画と協働による継続的な地域景観づくりを推進する	兵庫県 平成20年7月	景観
西播磨海岸地域 風景広域景観形成地域	風・波等の自然環境に適合しながら限られた平地の中で生活環境を形成してきた瀬戸内において、港町や漁村らしさを基調とした、地域の特徴的な個性を継承し環境資源を創造するための、風景形成目標を定める	兵庫県 平成25年10月	景観
ふるさと兵庫県 景観づくり基本方針	平成16年の星空景観形成地域や景観形成重要建造物、平成18年の景観影響評価など、新たな制度や改訂を経て、平成25年に広域景観形成地域や景観支障建築物対策などの制度を創設し、景観形成の取組みを持続的・効果的に推進するためのガイドラインとして改定	兵庫県 平成26年10月	景観
「しぶらの里」整備構想	市北部の旧有年村を中心とした地域の特色を生かした生活環境整備を行う	赤穂市 平成2年3月	景観
赤穂市都市景観形成計画	地域特性を活かした魅力ある美しい都市景観づくりを進め、市民福祉の向上と地域社会の文化化を図るとともに、行政・市民・事業者が一体となって個性ある快適なまちづくりを進めていくための共通ガイドライン	赤穂市 平成3年3月	景観
緑の基本計画2013	都市緑地法に定められている「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として他政策との整合を図りつつ、緑を守り増やし、緑地のあるべき姿とそれを実現するための計画	赤穂市 平成25年3月	景観
赤穂市森林整備計画	適切な森林整備を推進することを目的とし、森林資源の整備及び保全等について定めた長期計画	赤穂市 平成26～35年度	環境
赤穂市環境基本計画	市固有の自然・歴史・文化資源を活かした総合的・計画的な環境施策を進めるためのまちづくりガイドライン	赤穂市 平成27年度改定	環境
ひょうごツーリズム戦略	訪日外国人旅行者の急増など、近年の兵庫のツーリズムを取り巻く環境の変化等を踏まえ、『「あいたい兵庫」人の交流、もっと盛んに』をスローガンとし、交流人口の拡大と観光消費額の拡大を柱として施策の展開を図る	兵庫県 平成29～31年度	観光
赤穂観光アクション プログラム	観光振興による交流人口の拡大、地域経済の活性化を推進することを目的とした具体的施策を展開するための計画	赤穂市 平成28～30年度	観光
赤穂市地域防災計画	災害対策基本法に基づく法定計画であり、市長を会長とする赤穂市防災会議が定めるもの。赤穂市防災会議は赤穂市域における防災に関する基本方針の決定並びに赤穂市地域防災計画の作成及びその実施の推進を図ることを目的とする	赤穂市 平成27年3月修正	防災

## 4. 策定体制と経緯

### (1) 策定体制

赤穂市内にある多彩な歴史文化の特徴を的確に把握し、市民にわかりやすく共感できる構想としてとりまとめるため、学識経験者、文化財保護関係者、市民公募委員等の9名で構成する「赤穂市歴史文化基本構想策定委員会」（表2）を設置して検討を行った。委員の任期は、平成28（2016）年10月1日から平成30（2018）年3月31日までである。

表2 赤穂市歴史文化基本構想 策定体制

#### 赤穂市歴史文化基本構想策定委員会委員

氏名	職名等	備考
増淵 徹	京都橘大学文学部教授 兵庫県文化財保護審議会委員	委員長 学識経験者 歴史
菱田 哲郎	京都府立大学文学部教授	学識経験者 考古
埴岡 真弓	播磨学研究所研究員 赤穂市文化財保護審議会委員	学識経験者 民俗
三好 一行	高光寺住職 赤穂市文化財保護審議会委員	職務代理者 学識経験者 地域史
山本 建志	兵庫県歴史文化活用推進委員 赤穂市文化財保護連絡員	文化財保護関係者 建築
池本 芳文	赤穂市文化財保護連絡員 赤穂歴史探訪の会会長	文化財保護関係者
安田 哲	(一社)赤穂観光協会事務局長	観光振興関係者
折方 啓三	公募委員	
横山 博好	公募委員	

任期：平成28年10月1日～平成30年3月31日

#### オブザーバー

氏名	職名等	備考
小川 弦太	兵庫県教育委員会 文化財課主査	
関山 善文	赤穂市市長公室 企画広報課長	
大黒 武憲	赤穂市建設経済部 都市整備課長	平成28年10月1日～平成29年3月31日は 小川 尚生
末井 善生	赤穂市建設経済部 産業観光課長	
小野 真一	赤穂市教育委員会 市史編さん担当課長	
高見 直樹	赤穂市教育委員会 生涯学習課長	平成28年10月1日～平成29年3月31日は 図書館長兼務

## (2) 策定の経緯と経過

委員会は平成28年10月28日の第1回委員会を皮切りとし、平成28・29年度あわせて7回の委員会を開催した。平成28年度第1回の委員会での協議を受け、赤穂市の歴史文化遺産に関する市民アンケート及び社寺建築の悉皆調査を開始した。さらに委員会とは別の機会を設けて市内在住委員によるワークショップを5回開催し、よりフランクな、かつ白熱した議論を行った。平成29年3月4日には委員2名と事務局職員による関連シンポジウムを開催、同時にパネル展を行った。

市民アンケートの締切を待って、赤穂市立図書館においてアンケートの成果報告展を開催する頃には、市内の歴史文化遺産把握の不足部分が把握できてきたため、委員2名を担当者とする赤穂の塩業史に関する調査を実施したほか、平成29年6月からは市内96自治会へ年中行事に関するアンケート調査を、同11月からは社寺に対しての年中行事調査を実施した。そして、平成29年度第3回委員会の後にパブリックコメントを実施し、平成30年1月に赤穂市歴史文化基本構想を策定した。それぞれの事業の概要を下記に記す。



赤穂市歴史文化基本構想策定委員会  
(上段：会議 下段：現地視察)

### ア. 歴史文化遺産の把握

本構想の目的の一つである市内の歴史文化遺産の総合的把握を図るため、できる限りの歴史文化遺産をピックアップしていく作業を行った。その際には、指定文化財はもとより、これまでの市の刊行物や論文から抜き出したほか、赤穂市教育委員会委嘱の赤穂市文化財保護連絡員が巡視を行っている歴史文化遺産、さらには市民へのアンケート調査を実施して、その収集に努めた。最終的に赤穂市の歴史文化遺産の数は1,148件となった。

### イ. 市内在住委員ワークショップ

本構想の策定過程において、市内在住委員6名が参加するワークショップを実施した。平成28年度に3回、平成29年度に2回の合計5回にわたってワークショップを開き、地域ごとの歴史文化遺産について、様々な項目を狭義してもらうとともに、年代の異なる地図を並べて議論の材料と、各地区に根差した歴史文化の視点を話し合うなど、積極的な意見交換が行われた。

なおワークショップには文化財係2名、コンサルタント2名も参加し、司会進行やワーク

表3 赤穂市歴史文化基本構想策定事業の経過

年 月 日	委員会及び策定に関わる事項	場 所
平成28年10月28日	平成28年度 第1回委員会	市役所6階・会議室
平成28年12月2日	市民アンケート開始	
平成28年12月4日	第1回市内社寺建築調査	有年地区
平成28年12月28日	有年地区埋蔵文化財現地調査	有年地区
平成28年12月23日	平成28年度 第2回委員会	教育委員会・会議室
平成29年2月3日	平成28年度 第3回委員会	市役所6階・会議室
平成29年2月8日	第1回市内在住委員ワークショップ	教育委員会・会議室
平成29年3月1日	第2回市内在住委員ワークショップ	市役所2階・会議室
平成29年3月4日	シンポジウム「赤穂市の歴史文化遺産をどう活かしていくべきか」開催	総合福祉会館
平成29年3月17日	平成28年度 第4回委員会	市役所6階・会議室
平成29年3月19日	第2回市内社寺建築調査	真殿～野中地区
平成29年3月23日	第1回塩業史関係調査会議	教育委員会・会議室
平成29年3月29日	第3回市内在住委員ワークショップ	教育委員会・会議室
平成29年5月7日	第3回市内社寺建築調査	尾崎～加里屋地区
平成29年5月13日～21日	「赤穂のいいトコ」展開催 (市民アンケート作品展)	赤穂市立図書館 ギャラリー
平成29年6月6日	自治会への年中行事アンケート調査開始	
平成29年6月20日	第2回塩業史関係調査会議	教育委員会・会議室
平成29年6月25日	第4回市内社寺建築調査	加里屋～御崎地区
平成29年7月15日	平成29年度 第1回委員会	教育委員会・会議室
平成29年7月17日	第5回市内社寺建築調査	塩屋～大津地区
平成29年8月9日	第4回市内在住委員ワークショップ	市役所6階・会議室
平成29年9月4日	平成29年度 第2回委員会	赤穂市立有年考古館
平成29年9月9日	第6回市内社寺建築調査	西部地区
平成29年11月10日	市内社寺への年中行事調査開始	
平成29年11月15日	第5回市内在住委員ワークショップ	教育委員会・会議室
平成29年12月10日	平成29年度 第3回委員会	教育委員会・会議室
平成29年12月18日 ～平成30年1月17日	パブリックコメント	
平成30年1月31日	赤穂市歴史文化基本構想策定	

ショップのとりまとめにあたった。

市内在住委員ワークショップでは、幅広い分野の歴史文化遺産の聞き取りが可能となり、市民がどのように地域の歴史文化を捉えているのかを知るよい機会となった。

ウ. シンポジウム「赤穂市の歴史文化遺産をどう活かしていくべきか」

平成29年3月4日に「赤穂市の歴史文化遺産と地域づくり」と題したシンポジウム及びパネル展を総合福祉会館において開催した。歴史文化基本構想策定委員会の委員長を務める増淵徹氏は歴史文化遺産について、「社会が持つ歴史的な経験の積み上げとともに拡大していくもの」との見方を示し、「新たな視点で新たな遺産を発見することが地域づくりにつながっていく」と市民レベルでの取組みを推奨した。同委員会委員の菱田哲郎氏も講演し、「文化財そのものだけでなく、周辺の景観を含めて残していくことが大切」と提言した。49名の参加があった。



市内在住委員によるワークショップ



シンポジウム

赤穂市歴史文化基本構想策定事業 (学校用)

みんなのまちの歴史・文化・風景・おたから  
**しいトコ**  
 おしえてください!

ぼくはいま、赤穂のまちの「しいトコ」を探してるんだ。  
 君たちの住んでいるまちで、

- ・ 未来に残したいもの、こと
- ・ 市外へ自慢できるもの、こと
- ・ 好きなもの、こと
- ・ 大事だと思うもの、こと
- ・ 面白いと思うもの、こと

さくさん調べて、教えてくれないかな？  
 実はこの調査は、赤穂市の未来にとって、とても大事なものだ。  
 みんなが調べてくれた結果は、図書館でも展示させてもらうかもしれないよ！  
 裏面をつかって書いてね!

**応募について**

- ・ 完成したら、学校の先生に持ってね!
- ・ 名前、学校名、学年、性別も忘れずに書いてね!
- ・ 図書館では、裏面をそのまま展示するので、きれいなものにしてね!
- ・ 残念だけど、応募用紙はお返しできないんだ。ごめんね。

この仕事をしてるのは…  
 赤穂市教育委員会生涯学習課文化財係 TEL: 0791-43-6962 FAX: 0791-43-6895  
 〒678-0292 赤穂市加屋屋 81 番地 Eメール: kyosoyoga1@city.ako.tlg.jp

赤穂市歴史文化基本構想策定事業

みんなのまちの歴史・文化・風景・おたから  
**しいトコ**  
 おしえてください!

名前

学校名	学年	性別
	年	

みんなのまちのしいトコ

みんなの住んでいるまちのことを書いてね！  
 イラストも書いてもいいよ!

図3 市民アンケート（学校用）

### エ. 市民アンケートの実施

本構想は、指定、未指定を問わず、歴史的蓄積を持つものをできるだけ広い視野で把握することを目的の一つとしている。そこで、歴史文化遺産を「赤穂のいいトコ」と呼び換え、市民へのアンケート調査を実施した。アンケートは、平成28年12月に全戸配布するとともに、学校を通じて小中学生にも依頼した。

一般からの回答は残念ながら少なかったが、小中学生の回答は、全校生徒数の84%にあたる2,515人から回答があった。その結果は、当初の思惑であった新しい歴史文化遺産の探索だけでなく、子どもたちが赤穂の何をみて、何を感じているのかを知る大変重要な成果になった。アンケート結果は第7章資料編にまとめている。

### オ. 小中学生アンケートの作品展示

上記のアンケート結果を集計し、選抜したアンケート作品を、赤穂市立図書館のギャラリーで展示公開した。期間は平成29年5月13日～21日で、期間中の来場者数は381人であった。また、会場では平成28年度に実施された「あこう絵マップコンクール」の作品27点も展示し、小中学生が捉えた歴史文化遺産及び地域の宝物とは何かを、市民に広く知ってもらえる機会となった。



アンケート展

### カ. 建築調査

平成28年10月28日に開催された第1回赤穂市歴史文化基本構想策定委員会において、社寺建築に関する基礎調査の不足が確認されたため、平成28年度から平成29年度にかけて赤穂市域にある104件の社寺建築について、悉皆調査を実施した。調査には策定委員会の建築担当委員と文化財係が担当し、2年間で7日間行った。

調査は、主にそれぞれの社寺における建物配置と建築様式について行ったもので、あわせて瓦の刻書・刻印調査も行っている。



社寺建築調査

### キ. 年中行事調査

赤穂市では、1980～90年代に赤穂民俗研究会の尽力によって刊行された『赤穂の民俗』全11巻があり、地区ごとの年中行事についても聞き取り調査結果が報告されている。しかしそれから約30年を経た今、歴史文化遺産を把握するための現況調査が必要とされたため、市内96自治会にアンケートを実施した。

アンケートは、『赤穂の民俗』に挙げられていた年中行事を一覧表にして、組織として実施しているものに◎、個人や家庭で実施しているものに○、過去に実施していたが現在はしていないものに△、実施歴のないものに×を記入する方式で実施した。回答数は96自治会のうち84自治会（約87%）であり、その調査結果と詳細については、第7章資料編に掲載した。

またこれとは別に、市内の社寺についても年中行事調査を実施し、あわせて第7章資料編において報告している。

#### ク. パブリックコメントの募集と策定

構想案については、赤穂市のWebサイトや各地区公民館、教育委員会事務局で供覧するなどの方法によってパブリックコメントを募集した。募集期間は平成29年12月18日～平成30年1月17日で、1名2件のパブリックコメントが寄せられたため、これらの意見も参考とし、平成30年1月に「赤穂市歴史文化基本構想」を策定した。

#### コラム

### 取揚島— 播磨と備前 の国境石

赤穂市の海岸からわずか800mほど離れて瀬戸内海に浮かぶ取揚島。この島には、旧播磨国と旧備前国の境界となる

「播磨備前国境石」が建てられています。

この国境石には「綱崎見通シ」と刻まれ、対岸の綱崎にある国境石には「取揚島見通シ」と刻まれており、この2つの国境石に結ばれたラインが海の国境界というわけです。

江戸時代、山や海は林業や漁業の貴重な資源であり、村同士の争いがしばしば起きていました。漁業権は島に境界を設定し、見通して決めることが多かったようです。

正宗文庫所蔵『古今見聞記』によれば、池田輝政が孤島を取り上げたうえで、そこから家島と笹島を見通して国境としたため、取り上げられた孤島が「取揚島」と名付けられたといいます。また、正保3（1646）年には両藩が立ち会って所有を分け、慶安2（1649）年には塚（標石）が築かれました。

綱崎については『播州赤穂郡志』（1727年完成）の「綱崎ノ浜ニ備前国界ノ標石アリ」とあるのが初見であり、この時には境界として認定されていたようです。



取揚島



綱崎にある播磨備前国境石